

**令和 3 年度
鹿屋市交通安全実施計画書**

第1章 子どもと高齢者交通安全対策の充実・強化

1 子どもと高齢者交通安全対策

(1) 道路交通環境の整備

実施機関	令和3年度計画
鹿屋市 (道路建設課) (安全安心課)	○溶融式カラー表示(グリーンベルト)の設置 ・笠之原川北線 L=230m

(2) 交通安全教育

実施機関	令和3年度計画
鹿屋警察署	○子どもを対象にあらゆる機会を捉えた交通教育の実施 ○高齢者を対象とした交通安全教育の実施 ・参加・体験・実践型交通安全教室の実施 ・世代間交流による交通安全教育の実施 ・各種機会を利用した個別指導の充実
鹿屋市交通安全協会	○保育園・幼稚園を対象とした交通安全教室の実施 ○小学校・中学校を対象とした交通安全教室及び自転車点検の実施 ○支部法令講習会の実施 ○高齢者等家庭対象の交通安全啓発訪問活動の実施 ○高齢者団体等を対象とした交通安全教室の実施
鹿屋市 (学校教育課)	○各学校単位で、交通安全教室の実施 ・警察署、交通安全協会等と連携して児童生徒の実態に即した交通安全教室の実施 (交通ルールの確認、飛び出し防止、手上げ横断指導等) ・自転車(原動機付自転車を含む)の運転技術向上を目指した実技指導の実施 ・管理職研修会等での本年度の事故の発生状況に関する情報提供
鹿屋市 (安全安心課)	○子どもを対象とした交通安全教室の実施 ・交通安全協会との合同による交通安全教室の開催 ・県警本部(ひまわり号)との合同による交通安全教室の開催 ○高齢者を対象とした交通安全教室の実施 ・交通安全協会との合同による交通安全教室の開催 ・県警本部(さわか号)との合同による交通安全教室の開催 ・運転シミュレーターなどを活用した交通安全教室の実施 ○交通安全指導員による交通安全出前講座の実施

(3) 交通事故防止活動

実施機関	令和3年度計画
鹿屋警察署	○チャイルドシート等の利用促進 ○自転車利用者の規範意識の高揚促進 ○高齢ドライバー対策の強化 ・安全サポートカーの普及促進 ・高齢運転者免許自主返納支援制度の広報 ・ドライブレコーダーを活用した高齢運転者対策の実施 ○高齢歩行者対策の強化 ・夜光反射材着用促進対策の推進
鹿屋市交通安全協会	○年間を通じての横断歩道等の立哨活動の強化 ○高齢者家庭対象の事故防止普及啓発 ○各季交通安全運動期間中及び死亡事故多発警報発令中における広報車による事故防止啓発広報活動の実施
鹿屋市 (安全安心課)	○交通安全運動期間中に交通キャンペーンを行い交通事故防止啓発活動の推進 ○高齢者が事故当事者となる交通死亡事故が発生した際に防災行政無線放送や市ホームページ等を活用し、市民への交通事故防止に対する意識の高揚と注意喚起を図る。

2 高齢者の交通手段の確保

実施機関	令和3年度計画
鹿屋市 (地域活力推進課)	○「既存路線バス」の運行支援 ○「くるりんバス」の運行 ・鹿屋地区（市街地、大始良）、輝北地区、吾平地区、串良地区 ○「乗合タクシー」の運行 ・天神・船間地区～花岡・西原地区 ○「くるりんバス」の運賃無料化 ・運転免許自主返納者 R2からR4年度まで ・65歳以上の高齢者 9/20（敬老の日）から1週間 ○「くるりんバス」低利用路線や公共交通不便地域等における移動手段の検討
鹿屋市 (福祉政策課)	○ドライブサロン事業の実施 ・8ヶ所について継続実施 ・新たな実施地区について、関係機関等と調整検討を行う。

鹿屋市 (高齢福祉課)	○敬老バス及び乗合タクシー乗車賃助成事業の実施 ・鹿屋市内に居住し、かつ、住民登録を有する満 70 歳以上の高齢者へバス乗車賃や乗合タクシーの乗車賃の助成を行う。 (バス I C カードを購入し積み増しした額又は乗合タクシー乗車賃の自己負担額の 1 / 2 で年間上限額 5、000 円を交付。)
鹿屋市 (安全安心課)	○高齢者運転免許証自主返納支援事業による代替交通手段の支援内容についての広報の充実と公共交通機関の利用促進を図る。 ・支援事業である「かのやばら園無料入園券 (10 枚)」及び「ばらの苗引換券 (1 枚)」の交付と「バス I C カード」の交付 (9、000 円分) 又は「タクシー利用券」の交付 (9、000 円分) についての広報を図るとともに公共交通機関の利用促進を図る。

第 2 章 道路交通環境の整備

1 生活道路における人優先の安全・安心な歩行空間の整備

実施機関	令和 3 年度計画
大隅地域振興局 (土木建築課)	○歩道設置 ・国道 504 号上祓川用地補償 1 式、工事 L=40m ・国道 504 号市成用地補償 1 式
鹿屋警察署	○生活道路を中心に必要な交通規制や道路標識、道路標示の整備を実施 ○道路管理者と連携し、自動車の速度抑制対策の推進 ○道路管理者や地域住民、学校と連携した通学路の安全対策の推進
鹿屋市 (道路建設課)	○ラバーポール設置による歩行空間の確保 ・東南中央線 L=165m

2 通学路等における交通安全の確保

実施機関	令和 3 年度計画
鹿屋市交通安全協会	○通学路等の横断歩道における立哨活動の強化及び横断旗の設置 ○「スピード落とせ」「子供飛び出し注意」等注意喚起看板の設置

鹿屋市 (学校教育課)	○道路管理者、警察、各小学校の管理職と連携した通学路点検の実施 ・「鹿屋市子どもの移動経路交通安全プログラム」の各学校への周知と鹿屋市通学路安全推進会議の開催 ・各小学校から指摘された危険箇所の合同点検の実施（6月）
----------------	--

3 幹線道路における交通安全対策の推進

実施機関	令和3年度計画
国土交通省 大隅河川国道事務所	○串良町～古江町 ・区画線・防護柵の更新
鹿屋市 (道路建設課)	○車道又は道路の拡幅 ・岡村矢柄堀線 L=261m ・今柳南北線 L=128.5m ・下方限共心線 L=156m ・北郷線 L=140m ・西原郷之原線 L=157m ・池園中央線 L=46m ・西原46号線 L=104m ・浜田上線 L=40m

4 高速道路等における事故防止対策の推進

実施機関	令和3年度計画
国土交通省 大隅河川国道事務所	○東九州道鹿屋串良JCT ・オフランプ合流部で「速度を落とせ」等の路面標示施工
鹿屋警察署	○高速道路交通警察隊との連携及び情報共有

5 交通安全施設等整備事業の推進

(1) 横断歩道

実施機関	令和3年度計画
鹿屋警察署	○横断歩道設置要望に伴う現地調査と必要な部分の本部への上申 ○横断歩道など路面標示の補修上申
鹿屋市 (安全安心課)	○信号機設置を含む交通安全施設の整備要望に伴う現地調査及び鹿屋警察署（県公安委員会）への上申

(2) 信号機設置

実施機関	令和3年度計画
鹿屋警察署	○信号機設置要望に伴う現地調査と必要な部分の本部への上申

(3) 区画線

実施機関	令和3年度計画
国土交通省 大隅河川国道事務所	○串良町～古江町 ・区画線の更新（更新延長は調査中）
鹿屋市 (道路建設課) (安全安心課)	○上谷祓川線外 ・L=18、500m

(4) 道路標識

実施機関	令和3年度計画
鹿屋警察署	○道路標識の定期的な点検実施と汚損・破損及び視認性の悪い標識の交換・補修

(5) 防護柵

実施機関	令和3年度計画
国土交通省 大隅河川国道事務所	○串良町～古江町 ・防護柵の更新（更新延長は調査中）
大隅地域振興局 (土木建築課)	○鹿屋吾平佐多線外 ガードレール L=150m
鹿屋市 (道路建設課) (安全安心課)	○有里線外 L=400m

(6) その他

実施機関	令和3年度計画
鹿屋市 (道路建設課) (安全安心課)	○法定外表示の設置 交差点内のクロスマーク・ドットライン等の法定外表示の設置推進

6 効果的な交通規制の推進

実施機関	令和3年度計画
鹿屋警察署	○道路環境の変化に伴う交通規制及び信号機の運用見直し等の実施

7 自転車利用環境の総合的整備

実施機関	令和3年度計画
国土交通省 大隅河川国道事務所	○札元～古江町 ・鹿屋市自転車活用推進計画モデルルート区間での対策検討
鹿屋警察署	○自転車の安全利用を含めた指導・取締り

8 災害に備えた道路交通環境の整備

実施機関	令和3年度計画
鹿屋警察署	○災害発生を想定した交通規制及び信号機の運用見直し等の実施

9 総合的な駐車対策の推進

実施機関	令和3年度計画
鹿屋警察署	○悪質・迷惑性の高い駐車違反の重点取締り ○きめ細やかな駐車規制の推進

10 交通安全に寄与する道路交通環境の整備

実施機関	令和3年度計画
国土交通省 大隅河川国道事務所	○占用調整会議の実施 (R3.3に会議形式ではなく、会議資料を提供する形で情報共有を実施) ○特殊車両の指導取締り ○道路占用についての適正化
鹿屋警察署	○道路使用許可の適正運用

第3章 交通安全思想の普及徹底

1 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進

実施機関	令和3年度計画
鹿屋警察署	○幼児、児童・生徒に対する交通教育の実施 ○原付利用者に対する講習会の実施 ○一般運転者に対する規範意識の醸成に重点を置いた交通講話の実施
鹿屋市交通安全協会	○保育園・幼稚園を対象とした交通安全教室の実施 ○小学生・中学生を対象とした交通安全教室及び自転車点検の実施 ○二輪車通学高校生を対象とした実技講習支援及び車両点検の実施 ○警察署が実施する高校生を対象とした交通安全教室への支援
鹿屋市 (安全安心課)	○各年代の発達段階、身体機能等に応じた交通安全教室の実施 ・交通ルールの遵守とマナーの向上をテーマとした幼児・児童を対象とした交通安全教室（ひまわり号）等の実施 ・加齢による身体機能の低下が及ぼす危険性の理解と道路環境に応じた車両運転等をテーマとした高齢者を対象とする交通安全教室（さわやか号）等の実施 ○交通安全指導員による交通安全出前講座の実施 ・「ちゃいっぺ心で補償運転」の普及啓発等 ・道路及び交通事情に応じて安全に道路を通行するために必要な実践的技能の知識の習得を目的とした交通安全教室の開催

2 効果的な交通安全教育の推進

(1) 幼児・児童・生徒の交通事故防止

実施機関	令和3年度計画
鹿屋警察署	○児童・生徒を対象とした交通安全教室の実施 ○学校等と連携した通学路点検の実施 ○自転車安全利用月間における安全利用促進広報キャンペーン等の実施
大隅教育事務所	○通知文の発出 ・「児童生徒の登下校時の安全確保について」（4月発出） ○大隅地区小・中・義務教育学校管理職研修会、指導主事等研修会の開催 ・校長研修会や教頭研修会、指導主事等研修会等において、管内で発生した事故の状況や起こった背景、原因等を示し、児童生徒の心に届く交通安全指導の徹底を指導 ○令和3年度児童生徒等「交通事故0月間運動」の実施 ・第Ⅰ期：令和3年7月1日～7月31日 ・第Ⅱ期：令和3年12月1日～12月31日 ○スクールガード、防犯ボランティア等研修会の開催（5月15日） ・スクールガード、防犯ボランティア等の意義、活動の進め方、留意点等を研修 ○「大隅教育事務所だより」の発行 ・交通規則の遵守、通学環境の変化（進学時等）による事故防止等を留意させる「児童生徒の事故防止」関連記事を掲載（11月予定）
鹿屋市交通安全協会	○小学生・中学生を対象とした交通安全教室及び自転車点検の実施（シエルブルーと連携） ○通学時間帯における支部員による立哨活動の実施
鹿屋市 （子育て支援課）	○乳幼児の安全確保およびチャイルドシート着用意識の定着を図るため、チャイルドシートの無料貸出を実施
鹿屋市 （学校教育課）	○「鹿屋市立小中学校の通学路に関する要綱」に基づいた通学路指定 ・児童生徒の通行の安全が確保されている主要道路を通学路として指定 ・指定通学路図の作成と提出 ○各学校単位で、交通安全教室及び自転車点検の実施 ・警察署、交通安全協会等と連携して児童生徒の実態に即した交通安全教室の実施 ・自転車（原動機付自転車を含む）の運転技術向上を目指した実技指導の実施

	・管理職研修会等での本年度の事故の発生状況に関する情報提供 ○全国交通安全運動月間の取組 ・期間中、関係機関と連携した取組の実施と報告 ・PTA と連携した保護者向けの交通安全講習会等の開催 ○管理職研修会における指導の徹底 ・管内の交通事故の現状や危険箇所、交通安全指導のポイントについての確認 ・PTA や関係機関と連携した通学路合同点検の実施方法等の見直し ○安全指導係や生徒指導主任等の研修会において、交通安全や交通マナーの指導の徹底を依頼 ・特に、自転車乗用に係る指導の徹底
鹿屋市 (安全安心課)	○新小学1年生へ黄色い帽子を贈呈 ○各小学校の「通学路」及び「危険箇所」の合同点検への参加 ○市通学路安全推進会議への参加 ○交通安全運動出発式への参加を体験型交通安全教育と位置づけ交通安全意識の高揚を図る。 ○参加・体験・実践的な交通安全教室を通して交通マナー等の習得を図る。

(2) 成人の交通事故防止

実施機関	令和3年度計画
鹿屋警察署	○あらゆる機会を捉えた交通広報 ○夜光反射材の着用促進 ○広報啓発活動の積極的推進 ・「3（サン）ライト運動」、「プラス1（ワン）運動」等の展開
鹿屋市 (安全安心課)	○各季交通安全運動期間中における交通事故防止に向けた啓発活動の実施 ・職員による「のぼり旗」を活用した朝夕の立哨活動による交通事故防止、交通法令の遵守等交通安全意識の高揚の広報・啓発活動 ・庁舎外壁を利用した懸垂幕の掲示による来庁者への交通事故防止と交通安全意識の高揚等の広報・啓発 ○「交通安全は家庭から」の基本理念に基づき、「交通安全母の会」と共同でキャンペーン等を開催し母親の交通安全意識の高揚を図る。

(3) 高齢者の交通事故防止

実施機関	令和3年度計画
鹿屋警察署	○高齢者に対する夜光反射材の着用促進 ○参加・体験・実践型の交通安全教育の実施
鹿屋市交通安全協会	○高齢運転者、高齢歩行者、電動イス利用者を対象とした法令講習会の実施 ○高齢者団体等を対象とした交通安全教室の実施 ○高齢者家庭対象の交通安全啓発訪問活動の実施
鹿屋市 (安全安心課)	○交通安全教室の実施 ・運転適性診断車「さわやか号」による交通安全教室の実施 ○交通安全出前講座の実施 ・交通安全指導員による事故事例に基づく講義・実技指導 ○広報媒体を活用しての高齢者運転免許証自主返納支援事業の周知拡大

3 交通安全に関する普及啓発活動の推進

実施機関	令和3年度計画
鹿屋警察署	○交通事故分析に基づいた恒常的な街頭活動の実施 ○住民に身近で、かつ、タイムリーな交通情報の提供
大隅地域振興局 (総務企画課)	○各季の交通安全運動の継続的な実施 ・庁内放送による安全運動の呼びかけ ・庁舎前方の国道沿いにのぼり旗の掲揚 ・広報車による安全運動の呼びかけ
鹿屋市交通安全協会	○各季の交通安全運動期間中におけるキャンペーンの実施 ○支部単位の法令講習会の実施 ○高齢者家庭対象の交通安全啓発訪問活動の実施 ○交通安全啓発用チラシ及び交通安全用品の配布 ○交通安全啓発街頭立哨の実施 ○広報車による交通安全啓発広報の実施
鹿屋市 (安全安心課)	○各季の交通安全運動の実施 ・運動期間中の職員立哨活動 - 春季、夏季、冬季：本庁2箇所、各総合支所13箇所 計15箇所 - 秋季：本庁9箇所、各総合支所計13箇所 計22箇所 ・懸垂幕の掲揚 ・広報誌・ホームページへの掲載 ・3ライト運動の促進

第4章 安全運転の確保

1 運転者教育等の充実

実施機関	令和3年度計画
鹿屋警察署	○事業所等への交通安全資料の提供 ○関係機関、団体と連携した広報活動の実施
大隅地域振興局 (総務企画課)	○交通安全教育機材の無料貸出 ・交通安全に関するビデオテープの貸出 ・交通安全（自転車利用の安全性の確保）DVDの貸出
大隅肝属地区 消防組合	○全職員を対象に外来講師による交通安全教育の実施 ○自動車学校において運転技術研修の実施
鹿屋市交通安全協会	○支部単位の法令講習会への青壮年層の参加督励 ○警察署が実施する事業所単位の安全運転講習会への機会提供及び配布品の支給等

2 運転免許業務の改善

実施機関	令和3年度計画
鹿屋警察署	○親切的窓口業務の継続的な推進
鹿屋市 (安全安心課)	○運転免許証自主返納により受けられる下記サービスの広報を推進し、同カードの申請率の向上を図る。 ・くるりんバス運賃無料 ・一部タクシー会社運賃割引 ○高齢者に係る運転免許証の自主返納制度の（メリット）の広報

3 安全運転管理の推進

実施機関	令和3年度計画
鹿屋警察署	○安全運転管理者と連携した各事業所に対する交通安全教育の適正な実施と管理者指導の実施
大隅肝属地区 消防組合	○交通安全運動出発式への参加 ○交通安全運動期間中における立哨の実施

鹿屋市 (安全安心課)	○当市安全運転管理者及び副安全管理者の安全運転管理者講習の確実な受講 ○職員共有のメール等を活用し、職員への公用車の事故防止等に対する意識の高揚と注意喚起を図る
----------------	--

第5章 車両の安全性の確保

1 自転車の検査及び点検整備の充実

実施機関	令和3年度計画
鹿屋警察署	○街頭指導、交通安全教育時における点検整備と安全指導
鹿屋市交通安全協会	○シエルブルーとの連携による児童及び自転車通学生を対象とした安全運転指導と自転車点検の実施
鹿屋市 (学校教育課)	○鹿屋市内の中学校等における自転車の点検実施 ○自転車に係る法令や点検・整備の徹底の周知 ・管理職研修会等での自転車条例の周知・徹底の指導 ・自転車利用者の任意保険の加入義務の周知 ・保護者に対し、中学生以下の児童生徒のヘルメット着用義務の周知

第6章 道路交通秩序の維持

1 交通の指導取締りの強化等

実施機関	令和3年度計画
鹿屋警察署	○交通事故分析結果に基づく交通事故抑止に効果的な交通指導取締りの強化 ○飲酒、無免許運転、著しい速度違反、横断歩行者妨害、信号無視、一時停止違反等悪質・危険性の高い交通指導取締りの継続推進

2 交通事故事件その他交通犯罪の捜査体制の強化

実施機関	令和3年度計画
鹿屋警察署	○ひき逃げ事故等重大事件発生時の的確な初動捜査の推進 ○警察本部、隣接警察署との連携強化

3 暴走族対策の強化

実施機関	令和3年度計画
鹿屋警察署	○暴走指向者の実態把握と取締りの継続的实施 ○整備不良車両の取締り強化 ○「暴走しない、させない、見に行かない」の3ない運動の推進と地域ぐるみの暴走追放運動の展開

第7章 救助・救急活動の充実

1 救助・救急体制の整備

実施機関	令和3年度計画
大隅肝属地区 消防組合	○救急：市民への応急手当普及活動の継続と「市民救命士のいる事業所」認定の推進 ○救助：緊急消防援助隊の活動体制の充実強化 ・九州ブロック訓練への参加 ・消防組合内での訓練の実施 ○高速道路等での安全確保の徹底

第8章 被害者支援の推進

1 損害賠償の請求についての援助等

実施機関	令和3年度計画
大隅地域振興局 (総務企画課)	○定期的な無料相談の実施 ・交通事故相談員による定期的な無料出張相談所の開設 (毎月、第2、第4木曜日) ・交通事故に係る弁護士無料相談 (11月、2月)
鹿屋市 (安全安心課)	○交通災害共済への加入促進 ・広報媒体を活用し、交通災害共済の周知を図り加入促進を推進する。 ・加入履歴世帯への確実な申込ハガキの送付

2 交通事故被害者支援の充実強化

実施機関	令和3年度計画
鹿屋警察署	○被害者への的確な対応 ○交通事故被害者等用手引きの確実な交付

第9章 交通事故分析の高度化と情報提供

実施機関	令和3年度計画
鹿屋警察署	○綿密な交通事故原因の調査・分析に基づく効果的な事故防止対策の推進 ○交通事故調査・分析にかかる情報の市民への積極的な提供と交通安全に関する市民意識の高揚
鹿屋市交通安全協会	○交通死亡事故現場診断、交通事故多発現場診断に参加し、その結果を法令講習会、交通安全教室に反映する。
鹿屋市 (安全安心課)	○交通事故多発地点及び交通死亡事故現場の実態状況把握と現場診断への参加 ○警察等から提供を受けた交通事故調査・分析に係る情報を市民に対して積極的に公表することにより交通安全に対する市民の意識の高揚を図る。